

犬・猫を合わせて10頭以上飼う方へ

(令和3年7月1日から届出が必要となります)

たくさんの犬や猫を飼養し数が増えてしまった結果、世話をする余裕がない、餌や治療にかけるお金がない、鳴き声・悪臭等による近隣住民への迷惑などの問題が発生し、飼い続けることが難しくなります。
また、動物の鳴き声やふん尿を放置していたり、爪が異常に伸びている・体表が著しく汚れている等は動物の虐待にあたる場合もあります。

多頭飼養の状況を早期に把握、必要なアドバイス等を行ってこのような事態を未然に防ぐため、
「多数の犬又は猫の飼養に係る届出」にご理解とご協力をお願いします。

対象

犬・猫合わせて **10頭以上**
飼養し、又は保管をする者

(生後91日未満の犬、生後91日未満の猫を除く。)



期限

届出の対象となった日から
30日以内

罰則

届出をしない場合や虚偽の届出をした
場合は、**5万円以下**の過料

対象除外

- ・ 第一種動物取扱業者 ・ 第二種動物取扱業者 ・ 獣医療法に規定する開設者
- ・ 化製場等に関する法律の許可を受けた者(犬に係るものに限る。)
- ・ 身体障害者補助犬法に規定する指定法人
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫の飼養をする者

届出方法

以下の場合、必要書類を下記窓口へ直接提出または郵送してください。(各様式はホームページからダウンロードできます)

- ① 新たに届け出をする場合 多数の犬又は猫の飼養届 (第1号様式)、施設の平面図
- ② 届出した内容を変更する場合 (※) 多数の犬又は猫の飼養変更届 (第1号様式の2)
- ③ 届出した犬又は猫の数が10未満となったとき . . . 多数の犬又は猫の飼養廃止届 (第1号様式の3)

- (※) 変更届が必要な場合
- ・ 届出者の氏名・住所・名称、又は代表者の氏名の変更
 - ・ 犬又は猫の数が4頭以上増加したとき
 - ・ 施設の構造及び規模の変更 (平面図を添付)

- 受理にあたっては、飼養状況など必要事項をお聞きする場合があります。
- 規模、状況等に応じて飼育施設を訪問させていただきます。

届出・問い合わせ先

船橋市動物愛護指導センター

〒273-0016 船橋市潮見町32-2

TEL: 047-435-3916

FAX: 047-435-3917

詳細・様式は
こちら

